

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の施設基準に係る届出について

(2023年1月1日～2023年12月31日)

㊤施設基準「区分1」の対象手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出手術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

㊦施設基準「区分2」の対象手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

㊧施設基準「区分3」の対象手術

手術の件数

ア	上顎骨形成手術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

㊨施設基準「区分4」の対象手術

手術の件数

0件

㊩人工関節置換術

手術の件数

0件

㊪乳児に対する施設基準対象手術（1歳未満）

手術の件数

0件

㊫ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術

手術の件数

0件

㊬冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術

手術の件数

0件

㊭経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術 手術の件数

0件